

本市の国民健康保険の状況

問合せ先／本庁保険年金課 国保G
(内線2841)

国民健康保険（以下「国保」）は、県と市町村が共同で運営している保険で、現在、本市全体の2割強の方が加入者（被保険者）です。

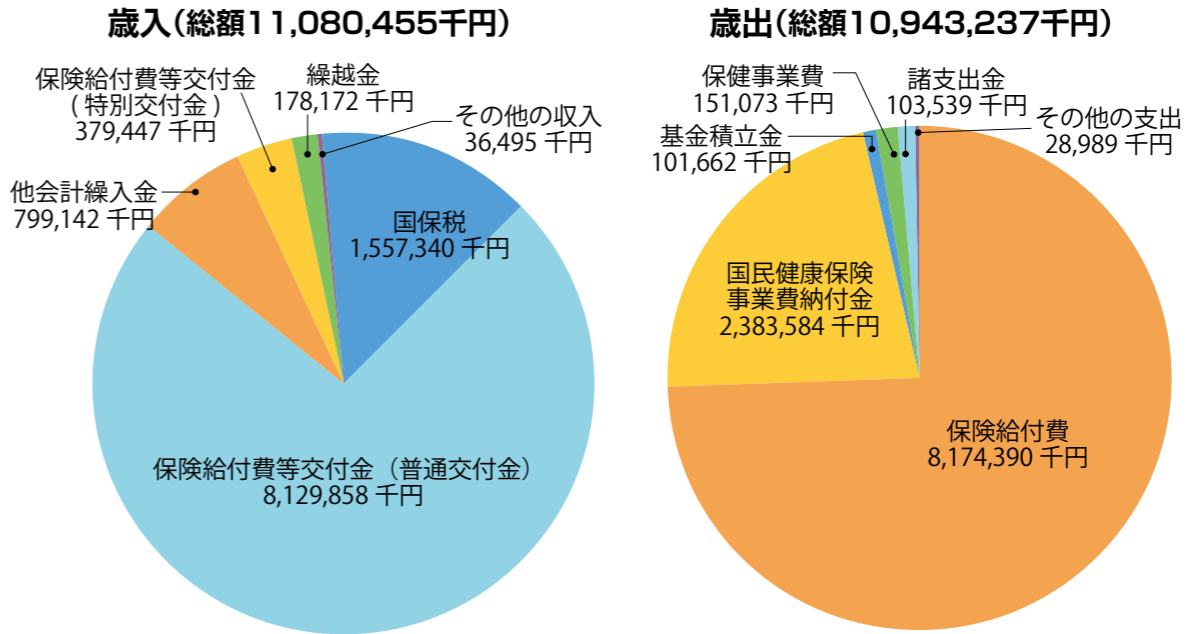
近年、被保険者の高齢化や景気の低迷などにより、国保税は減収傾向です。

一方、被保険者の1人当たり医療費（保険給付費）は増加しており、国保は大変厳しい財政運営を強いられています。

国保に掛かる経費は、国などからの補助金と被保険者からの保険税によって賄われています。今後も医療費は、ますます増えることが予想されます。

医療費が増えると、国保の財政圧迫により国保税の引き上げにつながります。医療機関を受診する際は、適正な受診を心掛けましょう。

1 国保事業特別会計＜歳入・歳出＞（令和元年度決算見込み額）



2 国保事業特別会計の推移＜単年度収支の状況＞

各年度決算額（令和元年度は決算見込み額） 単位：千円

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
歳入総額 ①	13,886,772	11,401,067	11,080,455
歳出総額 ②	13,355,170	11,222,895	10,943,237
収支差引(①-②) ③	531,601	178,172	137,217
基金繰入額(※1) ④	2,673	0	0
財政支援繰入額(※2) ⑤	250,000	42,000	11,207
前年度繰越金 ⑥	344,998	531,601	178,172
基金積立金 ⑦	147	300,118	101,662
公債費 ⑧	0	0	0
単年度収支(※3) (③-④-⑤-⑥+⑦+⑧) ⑨	△65,923	△95,311	49,500
基金残高 ⑩	198,139	498,257	599,919

(※1) 「基金繰入額」とは、国保事業特別会計の財源を補うために、本市が積み立てている国民健康保険基金を取り崩し、当該特別会計へ繰り入れを行った額です。
 (※2) 「財政支援繰入額」とは、本市の一般会計(市の一般的な事業に係る会計)から国保事業特別会計へ財政支援を行った額です。
 (※3) 「単年度収支」とは、当該年度(単年度)の歳入から歳出を差し引いた額で、前年度繰越金や赤字補てんのための繰入金などを除いた額です。

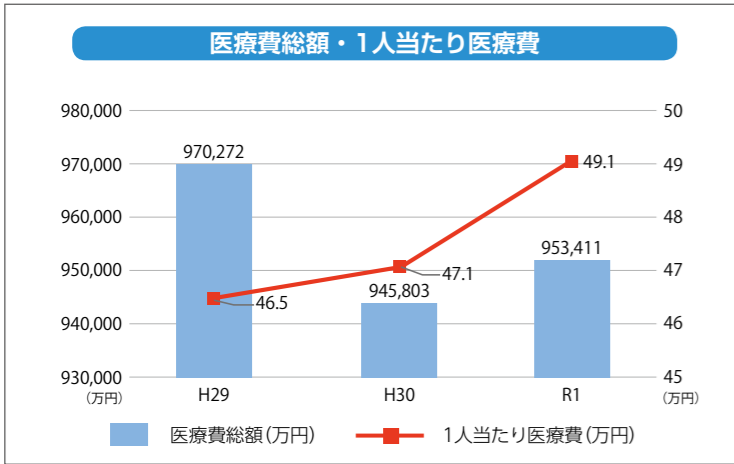
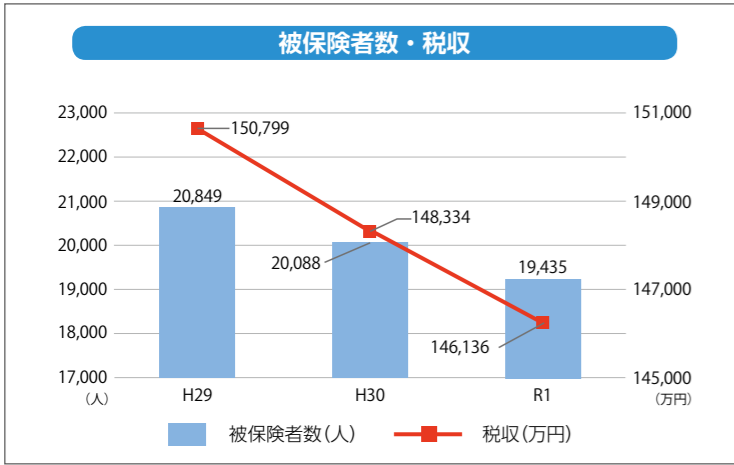
●国保税は納期限内に納めましょう。(納付が困難な場合は、本庁収納課までご相談ください)

3 国民健康保険の加入者数と国保税

令和元年度の被保険者数は、年間平均で1万9435人となり、前年度より653人、約3・3%減少しました。これは、主に75歳到達による後期高齢者医療制度への移行によるものです。なお、本市の人口に占める国保の加入割合は約21%となっています。また、これに伴う国保税の収納額(現年課税分)は約14億6136万円で、前年度より約2198万円、約1・5%の減少となっています。

4 医療費総額と1人当たり医療費

令和元年度の本市国保被保険者の医療費総額は、約95億3411万円で、前年度より7608万円、約0・8%増加しました。一方、1人当たりの医療費は、約49万1000円で、前年度より約1万9734円、約4・2%増加しました。加入者一人一人の負担を減らすためにも、日頃の生活を見直し、医療費を有効に使うことが大切です。



医療費を節約するために心掛けたいポイント

👉 早めに特定健診を受診しましょう

特定健診は、生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームに着目して行う健診です。要介護状態の原因となる心筋梗塞や脳卒中など命に関わる深刻な病気を未然に防ぐことにもつながります。本年は、11月30日(月)まで、指定の医療機関で受診することができます。早めの受診を心掛けましょう。

👉 かかりつけ医・薬局を持ちましょう

「かかりつけ医」は、気軽に安心して相談できる力強い健康パートナーです。普段の健康管理や日常的な病気の治療は、「かかりつけ医」で受診しましょう。また、薬局もかかりつけを決めておくと薬歴が分かるため、薬の飲み合わせなどによる副作用を未然に防止できるほか、アドバイスや健康情報を受けることができます。

👉 ジェネリック医薬品を利用しましょう

「ジェネリック医薬品」は、新薬の特許が切れた後に製造される、新薬と同一の有効成分を含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のことです。ジェネリック医薬品は新薬より安価であるため、薬代を軽減することになり、全体の医療費を抑えることにつながります。利用には処方箋が必要です。医師・薬剤師に相談してください。

👉 交通事故などに遭ったときは、必ず届け出を

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合は、必ず保険年金課に連絡をし、「第三者行為による傷病届」を提出してください。国保では一時的に医療費を立て替え、後日加害者に請求しますが、届け出がなければ請求ができず、国保側の医療費負担になります。 ※第三者行為となるもの 交通事故や傷害、他人の犬にかまれた、他人の落下物に当たった、傷害事件に巻き込まれた など